

地域企業感染症対策新事業展開支援補助金

Q & A

※ 補助金には各種の手続や制限があります ※

- 本事業は、新型コロナウイルス感染拡大により、多大な影響を受けた県内の中小企業者が実施するウィズコロナ・ポストコロナに向けた新たな取組に要する経費の一部を補助することにより、地域経済を活性化することを目的として、措置されたものです。
- 補助金の執行に当たっては、必要な事務手続や各種の制限がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(例)

- ・ 交付申請書や補助事業計画は、オンラインから提出してください。
- ・ 事業完了後は、経理書類等を整理いただいた上で、検査を実施します。
- ・ 本事業で購入した設備等を処分する際には、事前に知事の承認が必要となります（処分とは、補助金で復旧や取得した施設や設備を補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は破棄することをいいます。）。

- この資料は、10月18日時点でご質問が多いと思われる内容や制度の趣旨をお答えしております。今後、記載内容等が変更となる場合がありますので、御留意ください。



地域企業感染症対策新事業展開支援補助金事務局

栃木県産業労働観光部経営支援課

1 地域企業感染症対策新事業展開支援補助金の内容（申請手続関係）

（問 1-1） どういう補助金ですか。

- （答） ○ 新型コロナウイルス感染拡大により、多大な影響を受けた県内の中小企業者が実施するウィズコロナ・ポストコロナに向けた新たな取組に要する経費の一部を補助することで、地域経済の活性化を図ることを目的とするものです。
- この補助金の交付を受けるためには、ウィズコロナ・ポストコロナに向けて補助事業計画（経営革新計画等）を作成し、新たな取組（新たな事業展開）に係る補助金の交付申請を行うこととなります。
- ※ 補助事業計画（経営革新計画等）との関係が認められない費用については、補助金の交付申請はできません。

（問 1-2） 「新たな取組（新たな事業展開）」とはどのようなものですか。

- （答） ○ 中小企業等経営強化法に基づく、以下の4つの「新事業活動」のいずれかを行い、経営力の向上を図ることをいいます。
- ①新商品の開発又は生産
 - ②新サービスの開発又は提供
 - ③新たな生産又は販売の方式の導入
 - ④役務の新たな提供の方法の導入

（問 1-3） 「新たな取組（新たな事業展開）」として実施する事業は、どのようなものが補助対象となりますか。

- （答） ○ 事業の趣旨、目的にかんがみ、以下の事業に係るものが補助対象となります。

（対象事業）

- ①宿泊業、飲食サービス業、②各種小売業、③各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、その他の卸売業、④生活関連サービス業、娯楽業、⑤食料品製造業、飲料製造業

（問 1-4） 補助の対象となる「新たな取組（新たな事業展開）」に該当するには、どのような要件がありますか。

- （答） ○ 事業により提供する商品若しくはサービスに係る取組（計画）が、実現可能性、継続性や先進性等を有するものであることが要件となります。

なお、上記にかかわらず、既存製品に係る生産工程の効率化や、生産管理・品質管理、労務・財産管理等、経営の向上に資するものは対象となりません。

(取組事例)

- ・ 飲食店が店舗を改装して、テイクアウト専門店の営業及び EC サイトによる販売を開始 (改装+EC サイト)
- ・ 酒造会社が倉庫の一部を改装して、日本酒に合う料理を提供する飲食店を開始するとともに、店の広告をネットに掲載 (改装+広報)
- ・ 飲食店が店舗を一部改装し、パッキング機械、急速冷凍機械を導入して新商品の EC サイトによる販売を行う (改装+EC サイト+設備)
- ・ ダンス教室が部屋の一部を改装して、撮影スタジオを設置するとともに、オンライン環境を整備し、レッスンのオンライン配信を開始。(改装+オンラインサービス)
- ・ 化粧品製造事業者が新たに設備を導入して、健康食品の製造を行うとともに、事務室の一部を改装して新たに店舗を開設し販売を開始 (設備+改装)
- ・ クリーニング店が受取ロッカーの設置及び EC サイトを構築し、サブスクリプション (定額利用サービス) を導入 (設備+EC サイト)

(問 1-5) 補助事業計画となる「経営革新計画等」とは、どのような計画ですか。

(答) ○ 以下の計画となります。

- ① 栃木県から承認を受けた経営革新計画 (計画期間中のもの。栃木県に申請中である等、承認される見込みを含む。)
 - ② 経営革新計画に準じる計画として県が認めたもの (経営革新計画の承認基準に準じて作成されたもの等)
- (※経営革新計画の承認基準は、「経営革新計画」活用の手引きを参照してください。)

(問 1-6) 既に「経営革新計画」の承認を受けています。補助対象になりますか。

(答) ○ 承認済の経営革新計画 (計画期間中のものに限る。) については、以下の要件を満たすものが補助対象となります。

- ① 計画に本補助金の補助対象事業が位置付けられていること。
- ② 計画が問 1-3 にある対象事業であること。
- ③ 計画が問 1-4 にある要件に該当すること。

(問 1-7) これから「経営革新計画」を作成します。補助を受けるには、どの様に作成すれば良いですか。

(答) ○ 計画には、「新たな取組 (新事業展開)」を記載するとともに、補助対象事業を位置付けて作成してください。

(問 1-8) 交付決定前に既に開始した事業は、補助対象となりますか。

(答) ○ 令和 3 (2021) 年 4 月 1 日以降に発生 (見積・発注) した経費に係る事業である場合に補助対象となります。

ただし、書類、写真、チラシやホームページ等により、経費及び事業実施の確認が可能であり、事業内容が適正であると認められる場合に限りです。

(問 1-9) 申請書類の郵送や持参により申請をすることは可能ですか。

(答) ○ 本補助金の申請手続きは、インターネットからのオンライン申請のみとなっておりますので、補助金総合サイトから申請をお願いします。申請が難しい場合には、オンラインでの相談や会場での申請サポートを行います。詳細は補助金総合サイトをご確認いただくか、補助金事務局 (TEL : 028-657-5151) へお問い合わせください。

また、申請には事前に「G ビズ ID プライムアカウント」の取得が必要となりますので、補助金申請の前に、取得をお願いします。詳細はG ビズ ID 事務局 (TEL : 0570-023-797) へお問い合わせください。

(問 1-10) 補助金申請の、「通常手続」と「一括手続」の違いは何ですか。

(答) ○ 通常手続は、補助対象設備等をこれから購入等する場合や、改装工事は済んでいるが厨房設備の購入はこれから行うなど、一部未購入の設備等について申請する場合があります。

○ 一括手続は、令和3(2021)年4月1日以降に発生(見積・発注)した経費で、支払い等が全て完了した設備等について、完了報告まで一括で申請する場合があります。

(問 1-11) 補助金が支払われるまでにはどのような手続が必要ですか。

(答) ○ 補助金が支払われるまでの手続は次の手順となります。

- ①「補助事業計画」の作成 (事業者)
- ②補助事業計画申請、補助金交付申請 (事業者 → 事務局 → 県)
(※オンライン申請のみ)
- ③採択通知、交付決定通知 (県 → 事業者)
- ④補助事業の実施 (事業者)
- ⑤補助事業の完了(支払含む) (事業者)
- ⑥実績報告書の送信 (事業者 → 事務局 → 県)
(※オンライン申請のみ)
- ⑦完了検査 (事務局 → 事業者)
- ⑧補助金の額の確定通知 (県 → 事業者)
- ⑨補助金請求書の郵送 (事業者 → 県)
- ⑩補助金の支払 (県 → 事業者)

○ 上記のとおり、支払を含む事業完了後に、実績に応じて補助金が支払われます。補助事業の実施に当たっては、資金計画など十分な検討を行ってください。

（問 1-12）経費の支払方法について、現金での支払いも補助対象となりますか。

（答）○ 経費の支払方法は、口座振込が原則となります。

また、小切手、手形、相殺、10万円超（税抜）の現金支払は補助対象となりません。

2 補助対象事業者

（問 2-1）補助対象事業者の要件を教えてください。

（答）○ 栃木県内に所在する中小企業者又は中小企業組合等であり、商工会法第2条に規定する商工業者であって、中小企業支援法第2条第1項第1号から第4号に該当する者又は商店街振興組合法に定める商店街振興組合が対象となります。ただし、みなし大企業は除きます。

「栃木県内に所在する」とは・・・？

補助対象設備等を設置する店舗等が、栃木県内にあることを意味します。

（例 1）会社の場合

【登録簿上の所在地】県内、【店舗等の所在地】県外 → 対象外

【登録簿上の所在地】県外、【店舗等の所在地】県内 → 対象

【本社の所在地】県外、【店舗等の所在地】県内 → 対象

（例 2）個人事業者の場合

【住民票の住所地】県内、【店舗等の所在地】県外 → 対象外

【住民票の住所地】県外、【店舗等の所在地】県内 → 対象

「中小企業者」とは・・・？

（注）常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

業 種	従業員規模・資本金規模
製造業・その他業種	300人以下 又は 3億円以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人以下 又は 3億円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
小売業	50人以下 又は 5,000万円以下
サービス業	100人以下 又は 5,000万円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下 又は 3億円以下
旅館業	200人以下又は5,000万円以下

商工法に規定する「商工業者」とは・・・？

- (1) 自己の名をもって商行為をすることを業とする者
- (2) 店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者
- (3) 鉱業を営む者
- (4) 会社

* 商工業者に含まれない者の例

- ・ 医師、歯科医師、助産師
- ・ 系統出荷による収入のみである個人農業者（林業・水産業者も同様）
- ・ 令和4年3月5日時点で、県内で1年以上事業所を有していない者

「会社」とは・・・？

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、（特例）有限会社となります。

「みなし大企業」とは・・・？

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中堅企業）が所有している中小企業者
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業（中堅企業）が所有している中小企業者
- (3) 大企業（中堅企業）の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める中小企業者

（問 2-2）個人事業主は補助対象事業者となりますか。

（答）○ 会社だけでなく、個人事業主も補助対象となります。

（問 2-3）「大企業」及び「みなし大企業」（以下「大企業等」という。）は補助対象者となりますか。

（答）○ 補助対象者には該当しません。

（問 2-4）「みなし大企業」への該当の判断に際し、出資状況等ほどの範囲まで確認すればよいですか。

（答）○ 親子関係までを確認します（孫企業までは及ばないものとします。）。

（問 2-5）事業の実施場所について、地域や市町などの限定はありますか。

（答）○ 栃木県内にある店舗等であれば、地域や市町での限定はなく、県下全域が対

象となります。

(問 2-6) 補助対象者となれない場合の要件は何ですか。

(答) ○ 次の方は補助対象者となりませんので、ご注意ください。

- ・暴力団又は暴力団員等に該当する者
- ・県税を未納の者
- ・賭博、特定の風俗営業事業者

【参考】補助対象事業者とならない「特定の風俗営業事業者」の具体例

「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」第2条において、次に掲げる営業を目的とした店舗等を運営している場合

- 風俗営業（第1項）
（例）パチンコ、麻雀 等
※ただし、第1号の一部（料理店）は補助対象
- 性風俗関連特殊営業（第5項）
（例）ラブホテル、アダルトショップ 等

(問 2-7) 売上高について、申請前の直近6か月間のうち『任意の3か月』とは、連続している必要はありますか。

(答) ○ 連続している必要はありません。4月、7月、9月といった間隔が空いた任意の3か月であっても問題ありません。

(問 2-8) 飲食店は、補助金の交付申請までに「とちまる安心認証制度」の認証を取得している必要がありますか。

(答) ○ 交付申請の時点では、認証未取得でも申請を行うことができますが、実績報告書の提出までに認証を取得し、認証を受けたことが確認できる書類を提出する必要があります。

なお、実績報告書提出までに認証を取得できない場合は、補助金の交付は受けられません。

(問 2-9) 以下の補助金の交付決定を受けた事業者でも今回の補助金の申請をすることができますか。

- ①栃木県地域企業再起支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策支援補助金）
- ②第1～4回地域企業感染症対策支援補助金
- ③第1～2回地域企業感染症対策施設等支援補助金

(答) ○ 今回の補助金は、上記①～③の補助金の交付決定を受けている事業者であっても、申請することができます。

なお、国、県及び市町等の公的機関が助成する他の制度と重複する事業（経費）は、補助対象となりません（国の持続化給付金や県の新型コロナウイルス

感染拡大防止協力金等の、営業全般に対する継続支援は除きます。)

※ 本補助金は、一事業者一回のみ交付申請をすることができます。

(問 2-10) 市町の施設を維持管理する指定管理に係る事業は、新たな取組（新たな事業展開）として補助の対象になりますか。

(答) ○ 市町から施設の維持管理に係る費用等の支払を受けている指定管理事業は、対象となりません。

(問 2-11) 不動産所有者が物件を他の事業者向けに貸し出しています。不動産所有者として新たな取組（新事業展開）に係る費用は補助対象になりますか。

(答) ○ 不動産所有者（大家）が、他の事業者（店子）のために、施設改装工事や空調・換気設備設置等を実施する場合は補助対象となりません。その店舗を経営している事業者自身が事業を実施する場合に限り補助対象となります。

3 補助対象経費

(問 3-1) 補助対象経費の内容、補助率等はどうなりますか。

(答) ○ 新たな取組（新たな事業展開）に要する経費で、補助事業計画（経営革新計画等）に基づく事業を行うために必要不可欠な下記の経費が補助対象となります。

事業区分	補助率	補助金額
(1) 新たな事業展開に必要な設備導入	2 / 3 以内	30～300 万円
(2) 新たな事業展開に必要な施設改装工事		20～200 万円
(3) 新たな事業展開に必要なECサイトやオンラインサービス等の構築		10～50 万円
(4) 新たな事業展開に必要な情報サイトへの広告掲載等		5～10 万円

※上記に記載されている経費であっても、内容によっては一部補助対象外となる場合がありますので、公募要領等を十分に確認の上、申請を行ってください。

(問 3-2) 補助金額に上限や下限はありますか。

(答) ○ 各事業区分の補助上限額は、上記の表のとおり10～300万円です。
1事業者当たりの補助金額の上限は、500万円となります。
○ 下限は、100万円となります。

(問 3-3) 補助金交付時の消費税の取扱いはどうなりますか。

(答) ○ 消費税分は、補助対象とはなりません。補助事業計画及び補助金の交付申請においては、消費税を含まない金額で申請をお願いします。

また、税込の合計額から値引きが行われている場合の補助対象経費は、値引き前の額ではなく、値引き後の税込金額を消費税率で割り戻して得られる額とします。

(問 3-4) 公的機関の他の補助と併用できますか。

(答) ○ 国、県及び市町等の公的機関が助成する他の制度と重複する事業（経費）は、補助対象となりません（国の持続化給付金や県の新型コロナウイルス感染拡大防止協力金等の、営業全般に対する継続支援は除きます。）。

★①設備導入に係る費用★

(問 3-5) 新たな事業展開に必要な設備導入に係る費用は、どの様なものが対象となりますか。

(答) ○ 新たな事業に取り組むために、経営革新計画等における「別表 4」の設備投資計画に記載のある設備の導入に係る経費が該当します。

(問 3-6) 新たな事業展開に必要な設備導入について、PCやプリンターなど汎用性がある機器についても対象となりますか。

(答) ○ 経営革新計画等に位置付けられた事業に直接的に必要な不可欠な専用器機であれば、汎用性がある機器についても補助の対象となる場合があります。

★②施設改装工事に係る費用★

(問 3-7) 補助対象となる施設改装工事とは、どの様な工事が該当しますか。

(答) ○ 新たな事業に取り組むために、補助事業計画（経営革新計画等）に位置付けられた内装工事で、壁紙、床や天井の張り替え、備え付けの椅子・テーブル等の設置等が該当します。

(例)

- ①飲食店において、これまで客席スペースを持ち帰り専門店の商品受渡しスペースに改装する工事
- ②食品製造業において、事務室スペースを販売用スペースに改装する工事

(問 3-8) 事業スペースを広げるための新・増築（不動産を取得する）費用や、外壁、屋根を改修する場合の費用は補助対象となりますか。

(答) ○ 新・増築など、「不動産の取得」に当たる工事や外壁を取り払う工事等の改修工事は対象となりません。

また、事業スペース確保のために、プレハブ等を購入する経費も対象となりません。

(問 3-9) 工事内容が図面等で分ければ、見積書の内容は「工事一式」となっている問題ありませんか。

(答) ○ 経費内訳（工事内容、単価、諸経費等）が明確でない見積書は根拠資料として採用できませんので、内訳を記載するよう施工業者に依頼してください。

(問 3-10) 申請に添付する図面は、間取りが分ければフリーハンドでも構いませんか。

(答) ○ 申請に添付する図面は、原則、施工業者等に作成（寸法、面積等が付記されたもの）を依頼してください。

また、レイアウト変更を行う場合は、補助事業計画書提出の際に、「レイアウト変更の理由書」及び「レイアウト変更前、後の図面」を作成してください。

★③ EC サイトやオンラインサービス等の構築に係る費用★

(問 3-11) 補助対象となる EC サイトには、どのような機能が備わっていることが必要ですか。

(答) ○ サイト上に掲載された商品（サービス）を選択し、クレジットカード等による代金の支払い方法（決済手段）を決定した上で、商品の購入（配送まで含む。）ができる機能が備わっていることが必要です。

(問 3-12) 飲食店等がテイクアウト専用の EC サイトを構築する場合は、補助の対象となりますか。

(答) ○ 問 3-11 の機能が備わっている EC サイトである場合は、テイクアウト機能の部分についても補助の対象となります。

(問 3-13) EC サイトの開設を機に、ホームページのリニューアルを行ったが、どの経費が補助対象となりますか。

(答) ○ EC サイト開設に係る経費が補助対象となります。単なるホームページのリニューアルに係る費用は、補助対象となりません。

(問 3-14) 楽天や Yahoo!(ヤフー)などのインターネットショッピングサイトへの出店に係る経費は、補助対象になりますか。

(答) ○ ショッピングサイト等への出店に係る経費は、補助対象となりません。

(問 3-15) 補助対象となるオンラインサービス等の構築費用とはどのようなものですか。

(答) ○ オンラインサービスを構築するために、外部業者に委託する経費（プログラム構築費）やソフト購入等の経費が対象となります。

なお、オンラインサービスを構築するために必要となるカメラ、パソコン等の器機は、設備導入等に係る費用（機械器機購入等費）の対象となりません。

(例)

① 学習塾において、オンラインによる授業を行うための動画配信プログラムの構築費用

② 旅行会社において、オンラインによるバーチャルツアーを行うための動画配信ソフトの購入費用

★④情報サイトへの広告掲載等に係る費用★

(問 3-16) 補助対象となる情報サイトへの掲載等の広報費用とは、どのようなものですか。

(答) ○ 事業期間内におけるチラシ等の配布物作成費用や新聞・雑誌又はフリーペーパー等の情報サイトへの広告掲載費用が対象となります。

なお、チラシ等の配布物については、事業期間内に配布したものに係る費用が補助対象となります。

4 補助金の変更交付申請について

【注意事項】

〔原則として、本補助事業は、補助事業計画申請書に添付した補助対象経費の資料（見積書等）の内容で実施してください。〕

(問 4-1) どのような場合に補助金の変更交付申請が必要か。

(答) ○ 次の①～③に該当する場合には、補助金の変更交付申請が必要です。

① 補助事業に要する経費の減少額が 30%を超える場合

② 補助事業に要する事業区分の相互間の変更額が 30%を超える場合

③ 補助事業の内容に著しい変更が生じる場合

○ 相続や法人の会社合併等により、交付決定後に事業者が変更となるなど、交付決定後に何らかの変更が生じた場合には、個別にご相談ください。

(問 4-2) 交付申請時の見積事業者と実際の納品事業者が変わっても良いか。

(答) ○ 交付申請時の見積事業者では施工不可などの特別な事情が生じた場合は変更可能です。この場合において、補助事業の内容と補助事業に要する経費に変更がないときは、実績報告時に補助事業の内容と経費に変更がないことが分かる見積書、納品事業者が変更となった理由書を提出してください。
なお、内容や金額に変更が生じる場合は個別にご相談ください。

(問 4-3) 交付申請時に予定していた導入設備と違う設備を導入することは可能か。

(答) ○ 交付申請時の設備が導入できなくなったなど、特別な事情が生じた場合には変更可能です。この場合において、実際に導入する設備についての設備比較証明書が必要となります。加えて、補助事業の内容と補助事業に要する経費に変更がないときは、実績報告時に設備比較証明書、導入設備が変更となった理由書を提出してください。
なお、内容や金額に変更が生じる場合は個別にご相談ください。

5 補助金の実績報告について

(問 5-1) 実績報告書はいつ提出すればよいですか。

(答) ○ 【通常手続の場合】 全ての補助事業（施設・設備の復旧整備）が完了し、全ての支払いが終わった日から 30 日以内、又は提出期限の令和 4 年 3 月 4 日のいずれか早い期日までに提出してください。
【一括手続の場合】 補助事業計画申請、補助金交付申請を提出する際に、併せて実績報告書を提出してください。

(問 5-2) 発注書や契約書は全て提出が必要ですか。

(答) ○ 原則、内容や金額等が明記された契約書の写しを提出していただきます。
金額が少額の場合などで書面にて契約を交わしていない場合は、発注書等、内容が分かるものの写しを提出してください。
ただし、経費の実績を確認するための請求書、領収書等の支払を確認する書類は必要です。
なお、補助事業については、実績報告時に写真の提出が必要となります。

(問 5-3) 実績報告書を提出してからどのくらいの期間で補助金が支払われますか。

(答) ○ 実績報告書の提出時期によって異なりますが、実績報告書を受理し、審査及び完了検査終了後、事業者から提出された補助金請求書を県が受理してから概ね 1 ヶ月以内が目安となります。